

(別添3)

平成15年 月 日

(社) 日本建設業団体連合会 会長
(社) 全国建設業協会 会長
(社) 日本土木工業協会 会長
(社) 建築業協会 会長 殿

(別記) 基幹技能者資格整備団体

基幹技能者資格の施工体制台帳への記載についてのご理解とご周知のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。貴団体には我々団体の活動に関し常日頃より格別のご理解、ご支援を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、我々団体では、旧建設省（現国土交通省）の提唱・指導に基づき、民間資格である「基幹技能者」制度を業種ごとにそれぞれ誕生させ、その育成・確保を図って参りました。

この制度は、熟練した現場技能力はもちろん、「段取り、取りまとめ」等の作業管理能力、他の技能工への指導監督能力、さらには技術者との連絡、調整及び提案できる能力など、複合的能力を有する高度技能者を育成・確保することを目的とするものであります。このことにより、現場において高い生産性の実現と安全で品質の優れた工事の施工に寄与するものであります。

この度、この基幹技能者制度の普及、活用及び資格取得者へのインセンティブの向上等の一環として、建設業法に基づく施工体制台帳に関し、主任技術者が基幹技能者制度の有資格者である場合には、主任技術者の資格内容に加え、基幹技能者資格名を関連資格として積極的に記載することと致しましたので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

この点につきましては、国土交通省に照会致しましたところ差し支えない旨の回答をいただいております。これに加えて同省からは、この際、基幹技能者の施工体制台帳への記載について元請企業に対して周知に努めるよう要請がありました。

つきましては、施工体制台帳への主任技術者が保有する基幹技能者資格の記載について、貴団体のご理解と貴傘下会員企業へのご周知につき特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

敬具